

【アンケートサイトモニター規約】

●日本電信電話ユーザ協会 テレコム・フォーラム誌アンケートサイトモニター規約

第1条 総則

1. 本規約は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会（以下「当協会」という）が運営する「テレコム・フォーラム誌」インターネットモニターアンケート調査（以下「本事業」という）に関して、第2条に定めるところにより当協会が登録を承認したモニターと当協会との間における権利義務関係を定めることを目的とするものとします。

2. 本事業は、当協会が当協会または当協会の顧客（以下単に「顧客」という）のためにアンケート調査を行う目的で、当協会が運営するインターネット（以下「本サイト」という）上にアンケート調査のためのページを設け、メールで各モニターに告知、モニターが当該アンケートに回答し、その回答を当協会が集計・分析することによって行われるものとします。

3. 但し、前項に定める手段で行うアンケートの他に、特定の商品・サービス等に関して郵送又はその他の方法で行うアンケートや座談会などへの参加・協力をお願いすることがあります。

4. 当協会が適当と判断する手段にて、制定、変更又は修正の都度モニターに対してお知らせする諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、モニターは、これを承認し、遵守するものとします。

5. 当協会は、モニターの事前の承諾を得ることなく本規約および諸規定を変更することができるものとします。

6. 当協会が本サイト上で掲示する個人情報の取扱に関する規定等において本規約の定めが異なる場合、サイト上の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 モニターの資格

1. 本規約における「モニター」とは、本規約を承諾の上、当協会が指定する様式に基づく登録手続きを完了し、当協会が承認した方をいいます。当協会のモニターの資格は以下の通りとしますが、当協会は、以下の全ての条項を充足するモニター登録希望者から申込があった場合でも、当協会の事情等によりモニターとして承認しないことができるものとし、不承認の理由を開示する義務も負わないものとします。

a. テレコム・フォーラム誌を定期的にご覧いただいている企業の従業員様

b. 本サービスと同様のサービスを提供している企業や関係する職業に従事されている本人または家族の方でないこと

c. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）でないこと

d. 過去に当協会との契約または規約に違反した方、またはその関係者であると当協会が判断した方で

ないこと

- e. その他、モニターとして承認することが不相当であると当協会が判断した方でないこと

2. 当協会がモニターとして承認することを不相当と判断した場合、登録手続き完了後であっても承認の取り消しを行う場合があります。この場合は、モニターの資格を失います。

第3条 登録情報

1. 当協会は、以下の目的のために、モニターに対して、一定の情報の申告を求めることができますものとしします。

- a. モニターが回答したアンケート内容の集計・分析
- b. アンケートの集計・分析結果の顧客に対する開示
- c. モニターに対する連絡
- d. その他本事業に必要とされる用途

2. 前項に基づきモニター登録の際にモニターが申告した情報（以下「登録情報」という）は、当協会が前項に定める目的の範囲内で利用する権利を有するものとし、当協会ホームページ記載の「個人情報の保護に関する基本方針」などに従い、適切な方法で所有・管理します。

3. モニターは、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告をしてはならないものとしします。

4. モニターは、住所や電話番号などの登録情報に変更が生じた場合、速やかに当協会所定の変更手続きを行うものとしします。

5. 当協会は必要と認めた場合に、電話やメールまたはその他の方法にてモニターに登録情報の内容確認を行うことがあります。

6. 登録情報の一部は、第1項所定の目的に使用される場合に限り、モニター本人の承諾なく開示される場合があります。ただし、モニター個人を特定することができる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）の開示、及びそれ以外の情報であっても第1項所定の目的以外の目的でされる開示を行う場合には、当協会は、必ず事前にモニター本人の承諾を得るものとしします。

7. 前項の規定に拘わらず、当協会は、第5条並びに第11条に従い、モニターに対する電話又は電子メール、郵便物の送付等モニターとの通信の目的に限り、モニターの事前の承諾を得ることなく、モニター個人を特定することができる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を自ら使用することができ、また第12条に定める委託業者をして使用させることができるものとしします。

8. モニターは、当協会所定の手続きにより、いつでも自己の登録情報を確認することができ、登録情報の内容に誤りがある場合はこれを修正または抹消することができるものとします。

9. モニターが当協会所定の手続き（退会申込）により登録情報の利用停止を請求した場合には、当該請求以後、当協会は、当該モニターに関する登録情報の利用および第三者への開示を行ってはならないものとします。

10. 第6項の定めにとらわらず、当協会は、（1）法律、裁判所又は行政機関の命令に従うため、又は（2）当協会の権利や財産を保護し若しくは防御するために、モニターの登録情報を使用し又は開示することができるものとします。

第4条 モニターの行為禁止事項

1. モニターは、以下に該当する行為またはその恐れのある行為をとってはならないものとします。
- a. 公序良俗に反する行為
 - b. 法令に違反する行為
 - c. 他のモニターまたは第三者の著作権を侵害する行為
 - d. 他のモニターまたは第三者を誹謗、中傷する行為
 - e. 他のモニターまたは第三者に不利益を与える行為
 - f. 選挙運動もしくはこれに類似する行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
 - g. 本事業の運営を妨害する行為
 - h. 虚偽の登録又は虚偽のアンケート回答を行うこと
 - i. 当協会が承認していない営業行為
 - j. その他、当協会が不相当と判断する行為

第5条 電子メールの受・発信

1. モニターは、モニターとして当協会と電子メールの受・発信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとします。

2. 登録情報の内容と異なるメールアドレスにて受・発信を行ったことにより当該モニターに不利益または損害が発生しても、当協会はその責任を負わないものとします。

3. モニターは、当協会からの電子メールに対して返信するにあたり、当協会の指定する方法により返信するものとします。

4. 当協会の指定と異なる方法で返信を行ったことにより当該モニターに不利益または損害が発生しても、当協会はその責任を負わないものとします。

5. モニターがモニターとして発信する電子メールの本文中の記載内容に関して、当協会はその責任を負わないものとします。

6. 当協会からモニターに対して発信された電子メール又はモニターから当協会に対して発信された電子メールの不達により当該モニターに不利益または損害が発生しても、当協会はその責任を負わないものとします。

第6条 知的財産権

1. 本事業に関する知的財産権（アンケートに対する回答内容が著作物に該当する場合の著作権を含み、この場合の著作権には、著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます）は全て当協会に帰属するものとし、モニターは、著作者人格権を当協会および第三者に対して行使しないものとします。

2. モニターによる回答内容が著作物に該当するか否かにかかわらず、当協会はその回答内容の趣旨を損ねない範囲で修正および編集することができるものとします。

第7条 謝礼

1. 当協会は、アンケートに対する回答の対価として、モニターに対して謝礼を提供します。謝礼は、Web アンケート(2回)および別途実施する電話アンケート(1回)の3回すべてに回答されたモニターに、メールにて送付いたします。

2. 前項に定める提供方法、提供期間の基準は、当協会が定めるものとします。

3. モニターが登録した情報の不備が原因で謝礼が未着になった場合には、当協会はその一切の責任を負わないものとします。

4. 第1項から第5項で定める謝礼以外に、調査の内容によっては、謝礼の基準及び提供方法等を別途定めることがあります。その場合は、モニターに対して、謝礼の具体的内容等を事前に通知するものとします。

5. 前項に基づき実施した調査への回答は、原則として第1項に定めるアンケート回答回数には含めないものとします。

6. 謝礼発送日から、90日を超過した謝礼不着等については、モニター側に故意または過失が無い場合でも、当協会はその責任を負わないものとし、当該不着に関する問い合わせおよび謝礼の再請求についても応じないものとします。

第8条 モニターの守秘義務

1. モニターは、回答を求められたアンケートの質問文中に守秘義務の履行を求める旨の表記がなされている場合には、実際にアンケートに回答したか否かにかかわらず、当該アンケートを通じて知り得た情報について守

秘義務を負うものとします。

2. ここで言う「守秘義務」とは、アンケートへの個人の回答内容を当協会およびモニター本人以外の第三者に一切漏らさない義務、ならびに、アンケートの質問文の内容その他を通じて知り得た情報ならびにアンケート質問に使用されているテキスト・データ、画像データおよびその他すべてのデータ（アナログ・デジタルを問いません）を、いかなる手段・方法によっても当協会及びモニター本人以外の第三者へ漏洩せず（SNSを含むインターネット上の公開を含みます）かつアンケートへの回答以外のいかなる目的にも使用・転用しない義務を含みます。

3. アンケートの質問文中に守秘義務の期限についての具体的な記述がない場合の守秘義務の期限は、アンケート開始日から起算して1年間とします。

第9条 登録の抹消

1. 当協会は、モニターの承諾の有無にかかわらず、以下の項目のいずれかに該当する場合、モニターの登録を抹消することができるものとします。

- a. モニターが本事業を営業目的で不正使用した場合
- b. 当協会からの連絡に対するモニターの回答が一定期間無い場合
- c. モニターが第5条に定める禁止事項に該当する行為をしたと当協会が判断した場合
- d. モニターが第9条に定める守秘義務を遂行しないと当協会が判断した場合
- e. その他、モニターが本規約のいずれかに違反した場合
- f. その他当協会が不適当と認めた場合

2. 前項に基づいてモニターの登録が抹消された場合、そのモニターは本事業に関連して保有していたすべての権利を失うものとします。

第10条 登録取り消し

1. モニターは、自己のモニター登録の取り消しを望む場合、当協会所定の手続き（退会申込）に従い当協会に届けるものとします。モニターから登録の取り消しの届出があった場合、当協会は当該モニターの退会処理を行い、モニターの登録を取り消すものとします。

第11条 通知

1. 当協会からモニターへの通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サイトでの掲載、当協会からモニターへの電子メール、電話、郵送又はその他当協会が妥当であると認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メール、ファックス又は郵送で行われる場合、登録情報に記載されたモニターが指定する電子メールアドレス、ファックス番号又は住所への発信又は郵送をもって通知が完了したものとみなします。なお、モニターは、自己の登録情報の内容の誤り、又は、通信又は配送途中の事故により、モニターが当協会

からの通知を受領することができなかった場合であっても、当該通知が完了したものとみなされることを、モニターは予め異議なく承諾するものとします。

3. 前々項の通知が本サイトでの掲載により行われる場合、ログイン画面又はその他本事業を運営するサイトの他の画面上で通知を告示したときから合理的な期間を経過したときをもって、当該通知は、モニターに到達したものとします。

第12条 業務の代行者

1. モニターは、当協会が必要に応じて、当協会の任意により選定された委託業者（以下「委託業者」という）を指定し本事業の一部又は全部を代行させることを了承します。

2. 前項の場合、当協会は、委託業者との間に機密保持契約を締結しこれを遵守させるとともに、本規約に定めるのと同等の注意をもって登録情報を使用させるものとします。

第13条 権利の譲渡の禁止

1. 本規約に基づくモニターの権利は、モニターのみに帰属するものです。モニターは、当協会の書面による事前の同意なしに、当該権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

第14条 本事業の内容の変更ならびに本事業の一時中断、停止および中止

1. 当協会は、いつでも、何らの告知なしに、またモニターの承諾の有無にかかわらず、本事業の内容の全部もしくは一部を変更し、または本事業の一部もしくは全部を一時中断、停止もしくは中止する場合があります。

2. 前項に基づく内容の変更または一時中断、停止もしくは中止によってモニターに不利益または損害が発生した場合、当協会はその責任を負わないものとします。

第15条 専属的合意管轄裁判所

1. 当協会およびモニターは、当協会とモニターの間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第16条 その他

1. 当協会は、本事業を第三者に譲渡する場合、モニターに事前に通知することにより、本規約に基づく全ての権利及び義務を承継、売却、合併その他の方法で、第三者に譲渡することができるものとします。また、モニターは、この場合において、当協会がかかる権利及び義務を変更した第三者に登録情報及びアンケートに対する回答内容を開示することを予め承するものとします。

2. 本規約のいずれかの規定が管轄裁判所によって法律に違反していると判断された場合、かかる規定は、

効力のあるその他の残りの条項をもって当協会の意向を出来る限り反映するように解釈することとします。

3. 本規約のいずれかの条項が無効又は実施できないと判断された場合であっても、それらの条項の有効又は実施できる部分及び本規約の残りの条項は、引き続き有効かつ実施できるものとします。

4. モニターは、本事業から生じる又はそれに関連するいかなる訴訟も、当該訴訟の原因が生じてから1年以内に開始されなければならないことに合意し、当該期間経過後は、そのような訴訟は、永久に提訴できないものとします。

附 則

この規約は2020（令和2）年10月1日から施行します。